

労働者の地位を保障して労働者を。

願ひを申出たはるるが、其願ひを以て労働者の地位を改善の爲、某  
種工種對其收入等の特典を設けようとする其の續  
行を認めらる。

一、労働員数 一一八名（内女二三名）

一、労働時間 四十四分（内五分休）

一、労働期間 至昭和十二年八月三十一日 一日間  
自昭和十二年八月三十日

一、事業の種類 海運業

一、所在地 愛知県東春日井郡津島村津島町三

一、事業内容 合資會社日本製鋼所

日本製鋼所労働組合

加入労働組合名古屋出張所

財団法人 協同會名古屋出張所

東洋機料商會爭議の件

一、事業場名 合資會社東洋機料商會

一、所在地 名古屋市中區末廣町一ノ一二

一、事業の種類 織機の修理加工

一、爭議期間 自昭和十二年八月六日 二日間  
至昭和十二年八月七日

一、参加者 男一名

一、従業員男三名女三名

一、爭議概況

参加者は昭和十年十月より東洋機料會社より臨時手傳  
として岩間商會に出張しつゝあつたが、健康保險等の  
關係より名古屋上も岩間商會に就職せんとし、八月一日  
東洋機料に自分は何れの職工なりやと訊ねし處岩間方